

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 1 月 4 日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

株式会社電通ダイレクト

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表取締役 グループ社長執行役員 佐藤 光紀

東京都港区東新橋 1-8-1 電通本社ビル
株式会社電通ダイレクト
代表取締役 社長執行役員 近藤 一成

株式交換に係る事後開示事項

株式会社セプテーニ・ホールディングス(以下「セプテーニ・ホールディングス」といいます。)及び株式会社電通ダイレクト(以下「電通ダイレクト」といいます。)は、2021 年 10 月 28 日付で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2022 年 1 月 4 日を効力発生日として、セプテーニ・ホールディングスを株式交換完全親会社、電通ダイレクトを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第 190 条第 1 号)
2022 年 1 月 4 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による
手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 2 号)
 - (1) 会社法第 784 条の 2(本株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った電通ダイレクトの株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過
電通ダイレクトは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2021 年 12 月 8 日付で、電通ダイレクトの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるセプテーニ・ホールディングスの商号及び住所を通知いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った電通ダイレクトの株主はありませんでした。
 - (3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(本株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定により本株式交換の差止請求を行ったセプテーニ・ホールディングスの株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

セプテーニ・ホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 12 月 10 日付で、セプテーニ・ホールディングスの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全子会社である電通ダイレクトの商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定により株式買取請求を行ったセプテーニ・ホールディングスの株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりセプテーニ・ホールディングスに移転した電通ダイレクトの普通株式の数は 3,900 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) セプテーニ・ホールディングスは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2021 年 12 月 22 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 電通ダイレクトは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 12 月 22 日付で、会社法第 319 条の規定による株主総会の決議があったものとみなされたことによって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) セプテーニ・ホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる直前時における電通ダイレクトの普通株式の株主に対して、その保有する電通ダイレクトの普通株式 1 株につきセプテーニ・ホールディングスの普通株式 3,274 株の割合をもって割当交付いた

しました。なお、セプテーニ・ホールディングスが、本株式交換に際して、割当交付した普通株式の数の合計は12,768,600株です。

- (4) 本株式交換により増加したセプテーニ・ホールディングスの資本金及び準備金の額は次のとおりです。

資本金の額： 0円

資本準備金の額： 会社計算規則第39条の規定に従いセプテーニ・ホールディングスが別途定める額

利益準備金の額： 0円

- (5) 本株式交換に関しては、公正取引委員会より2021年12月9日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受けております。

以上